

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している障害福祉サービス事業者等の令和6年度中の負担額を支援することを目的として交付する伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、障害福祉サービス等事業所の指定等を受け市内に所在する別表事業の欄に掲げるいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を行う事業所を運営する事業者であって、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているもの（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）に該当する事業所を運営するものを除き、三重県が実施する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付を受けた事業所を運営するものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所を運営する事業者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 支援金の交付を申請する時点において休業中の事業所

(2) 伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金の交付を受けた事業所

(交付対象費用)

第3条 支援金の交付の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、令和7年1月1日から令和7年3月31日（以下「交付対象月」という。）までの各月に対象事業を実施するために要した別表費用区分の欄に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象事業ごとに算出するものとし、別表基準単価の欄に定める額に交付対象月の月数を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(支援金の交付申請の様式等)

第5条 支援金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる事業所の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) 地域活動支援センター

- ア 事業所・施設別個票(様式第2号)
- イ 誓約書(様式第3号)
- ウ 役員等調書(様式第4号)
- エ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の対象事業を行う事業所

- ア 三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付決定兼交付確定額通知書の写し
- イ 三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金交付申請書提出書類の写し
- ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定通知等)

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しないことを決定したときは、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金不交付決定通知書(様式第6号)により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

費用区分	事業	基準単価
電気代	居宅介護	3,550 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	3,550 円/月/1事業所あたり
	同行援護	3,550 円/月/1事業所あたり
	行動援護	3,550 円/月/1事業所あたり
	就労定着支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	保育所等訪問支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域移行支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域定着支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	計画相談支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	障害児相談支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域活動支援センター	600 円/月/定員1人あたり
	生活介護	300 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	300 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	300 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	300 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	300 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	300 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	300 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	300 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	300 円/月/定員1人あたり
	短期入所	500 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	500 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	500 円/月/定員1人あたり
宿泊型自立訓練	500 円/月/定員1人あたり	
ガス代	居宅介護	750 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	750 円/月/1事業所あたり
	同行援護	750 円/月/1事業所あたり
	行動援護	750 円/月/1事業所あたり

	就労定着支援	750 円/月/1 事業所あたり
	保育所等訪問支援	750 円/月/1 事業所あたり
	地域移行支援	750 円/月/1 事業所あたり
	地域定着支援	750 円/月/1 事業所あたり
	計画相談支援	750 円/月/1 事業所あたり
	障害児相談支援	750 円/月/1 事業所あたり
	地域活動支援センター	140 円/月/定員1人あたり
	生活介護	70 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	70 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	70 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	70 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	70 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	70 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	70 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	70 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	70 円/月/定員1人あたり
	短期入所	95 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	95 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	95 円/月/定員1人あたり
	宿泊型自立訓練	95 円/月/定員1人あたり
ガソリン代	居宅介護	300 円/月/車両1台あたり
	重度訪問介護	300 円/月/車両1台あたり
	同行援護	300 円/月/車両1台あたり
	行動援護	300 円/月/車両1台あたり
	就労定着支援	300 円/月/車両1台あたり
	保育所等訪問支援	300 円/月/車両1台あたり
	地域移行支援	300 円/月/車両1台あたり
	地域定着支援	300 円/月/車両1台あたり
	計画相談支援	300 円/月/車両1台あたり

	障害児相談支援	300 円/月/車両1台あたり
	地域活動支援センター	1,500 円/月/車両1台あたり
	生活介護	750 円/月/車両1台あたり
	自立訓練（機能訓練）	750 円/月/車両1台あたり
	自立訓練（生活訓練）	750 円/月/車両1台あたり
	就労移行支援	750 円/月/車両1台あたり
	就労継続支援A型	750 円/月/車両1台あたり
	就労継続支援B型	750 円/月/車両1台あたり
	児童発達支援	750 円/月/車両1台あたり
	医療型児童発達支援	750 円/月/車両1台あたり
	放課後等デイサービス	750 円/月/車両1台あたり
	短期入所	300 円/月/車両1台あたり
	施設入所支援	300 円/月/車両1台あたり
	共同生活援助	300 円/月/車両1台あたり
	宿泊型自立訓練	300 円/月/車両1台あたり
食材費	地域活動支援センター	1,300 円/月/定員1人あたり
	生活介護	650 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	650 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	650 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	650 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	650 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	650 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	650 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	650 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	650 円/月/定員1人あたり
	短期入所	1,900 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	1,900 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	1,900 円/月/定員1人あたり
	宿泊型自立訓練	1,900 円/月/定員1人あたり

備考

- 1 申請の対象となる車両は、申請を行う事業所が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両とする。ただし、複数の事業所において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所において申請を行うこと。
 - (1) 利用者の送迎
 - (2) 障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問
 - (3) 利用者の医療機関への通院等
- 2 事業所が所有する車両の台数については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものとする。
- 3 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、市長は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求めることができる。この場合において、確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければならない。
- 4 事業所の定員については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものとする。
- 5 地域活動支援センターにあっては、定員とあるのは、交付対象月の平均利用者数とする。
- 6 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて本事業の対象とする。